

**Q: 会社勤めの傍ら、ネットのサイドビジネスでそこそこ稼いでいます。確定申告は必要ですか？**

**A:** 収入から必要経費を差し引いた額が 20 万円を超えていれば確定申告が必要です。

ネットオークションで得た収入は原則非課税です。

(子どもが大きくなって使わなくなったベビーカーなど、家庭の不用品を売って得た収入には課税しないことに基づいています。)

**Q: 平成 24 年秋の人事異動で海外の支社に転勤しました。確定申告は必要ですか？**

**A:** 不要です。平成 24 年 1 月 1 日から転勤するまでの所得について、会社が年末調整と同様の手続きをしてくれていますので心配は要りません。転勤後は日本国内に住んでいないため、海外で得た所得に対して課税されることはありません。

**Q: 交通事故の治療費や慰謝料として大金を受け取りました。確定申告は必要ですか？**

**A:** 不要です。どんなに高額でも個人が受け取る賠償金は非課税です。

この他、所得保障の保険金を受け取った場合や宝くじの当選金、雇用保険から支払われる失業給付金なども非課税です。

**Q: 業務に必要な資格を取るためスクールに通いました。経費として申告できますか？**

**A:** 費用の合計が給与所得控除の 1/2 を超える場合、超えた部分を給与所得控除に上乗せすることができます。ただし、会社の承認(証明書)が必要です。

**Q: 過去に支払った医療費についても還付申告ができますか？**

**A:** 過去 5 年間について可能です。

例) 平成 20 年の医療費＝翌年(平成 21 年)1 月 1 日から 5 年間・・・平成 26 年 12 月 31 日までは申告ができます。

**Q: ふるさと納税って何ですか？**

**A:** 都道府県や市区町村への寄付金制度です。自分のふるさとかどうかは関係なく好きな自治体に寄付することができます。自治体によってはお礼状や特産品を送ってくれたりします。

寄付金のうち 2,000 円を超える部分について、寄付金控除を受けることができます。控除を受けるには還付請求が必要です。2013 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの寄付金合計が 2,000 以下の場合は寄付金控除の対象外です。特産品がもらえるうえに税金が控除されるというお得な制度です。

興味がある方は各自治体の HP をチェックしてみてください。